平成２１年（フ）第２４５９号
札幌市東区北丘珠２条２丁目12番６―101号
債務者　表原丈太郎
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５０１号
札幌市西区宮の沢２条１丁目１番30―512号
債務者　吉田　志織
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５０３号
札幌市東区北20条東15丁目２番10―103号
債務者　東海　良明
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５０４号
札幌市東区北20条東15丁目２番10―103号
債務者　東海富士子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５０６号
札幌市東区北35条東１丁目２番11号　アップルハウス北35条202号
債務者　小口　　淳
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５０８号
札幌市北区あいの里３条６丁目10番10―703号
債務者　加藤　一義
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５２３号
札幌市豊平区月寒東３条８丁目５番15号
債務者　竹中　智子（旧姓増永）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５３７号
札幌市白石区本通５丁目南２番５号　レオパレス南郷７丁目第15―201号
債務者　鰤谷　敏夫
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５４１号
札幌市西区八軒１条東２丁目２番33―103号
債務者　山田　慶子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５４２号
札幌市北区新川３条15丁目６番２号　天狗ハイツ５号棟３号
債務者　乙部　理香
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５５７号
札幌市北区あいの里３条９丁目８番５号
債務者　小山　悦子（旧姓冨澤・黒滝）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５９６号
北海道江別市見晴台104番地の11
債務者　佐渡　容子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６０７号
札幌市中央区南２条東３丁目９番地１　パークヒルズイースト23Ａ―803号
債務者　平間　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６１４号
札幌市北区屯田９条９丁目２番20号　ノース季実の里Ⅲ―102号
債務者　亀石奈緒美
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字西松原13番地６
債務者　米田　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字西松原13番地６
債務者　米田小百合
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字西松原13番地６
債務者　米田　彩香
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第８８６号
さいたま市見沼区春野４丁目10番地９
債務者　漆原　洋子（旧姓塚田・木原）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係